

# 学校感染症について

学校感染症<表1>にかかった場合、休養と感染拡大を防ぐため出席停止になります。

○自宅生…治癒し、登校する際に『**学校感染症治癒報告書**』を**保護者**に記入していただき、担任に提出してください。

○園生…教頭経由で園より治癒証明書を提出していただきます。

<表1 学校感染症の種類と出席停止期間の基準>

	学校感染症	出席停止期間の基準		
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘瘡，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス），中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス），特定鳥インフルエンザ（H5N1，H7N9），新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	治癒するまで		
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し，かつ解熱した後，2日を経過するまで	病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは，この限りではない。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで，又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺又は耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ全身状態が良好になるまで		
	風しん	発疹が消失するまで		
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症（※）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		

※ その他の感染症…感染拡大を防ぐ必要がある時に限り，学校医の意見を聞き学校長が出席停止の措置をとる感染症。（例：溶連菌感染症，ウイルス性肝炎，手足口病，伝染性紅斑，ヘルパンギーナ，マイコプラズマ感染症，感染性胃腸炎など）